福岡アジア美術館
「アジア美術の歩き方　東南アジア編」
会場デザイン・設営等業務委託
提案競技実施要項

令和 8 年 10 月

福岡市経済観光文化局

アジア美術館

1　名称

福岡アジア美術館「アジア美術の歩き方　東南アジア編」会場デザイン・設営等業務委託

2　趣旨

この提案競技は、提出書類等の内容について、コンセプトや企画内容、経験・実績、体制・見積額などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を契約先最終候補として選定するものである。

この要項は、本委託の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し提案を行うこと。

3　履行場所

福岡アジア美術館

4　履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

5　契約上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※上限額を超える場合は、失格とする。

6　委託内容

別紙1「仕様書」のとおり。

7　スケジュール

(1)	募集開始	令和8年11月2日（月）
(2)	説明会参加申込締切	令和8年11月4日（水）13時まで
(3)	説明会	令和8年11月5日（木）15時30分-16時30分
(4)	質問締切	令和8年11月13日（金）17時まで
(5)	質問回答	令和8年11月17日（火）17時まで
(6)	提案締切	令和8年11月25日（水）17時まで
(7)	プレゼンテーション	令和8年11月27日（金）14時開始
(8)	事業者決定、通知	令和8年11月30日（月）　予定
(9)	契約締結	令和8年12月上旬　予定

8　参加資格

ア　次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領は下記より確認できる。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなさ

れている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※　なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

イ　次の各号のいずれにも適合すること。

(1) 法人若しくは団体若しくは個人事業者（以下「法人等」という。）で福岡都市圏に事業所のあるもの、又は業務上の提携を行っている２以上の法人等若しくは個人事業者で構成する共同体（福岡都市圏に主たる営業所若しくは主たる事務所のある法人等を含むものに限る。以下「共同事業体」という。）であること。

(2) 共同事業体にあっては、当該共同事業体を代理する者（法人等に限る）が指定されており、かつ、共同事業体の構成員の役割分担が明確に定められていること。

(3) 以下の①～③のいずれも満たしていること（共同事業体にあっては、その構成員の全てが①～③のいずれも満たしていること）。

① 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第３の各号に掲げる要件に該当しないこと。

② 以下のいずれの申立てもなされていないこと。

ア　破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

イ　会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

③ 市町村税（市町村税、その延滞金等をいう。）に係る徴収金、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(4) 福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員でないこと

(5) 法人等にあっては、その役員のうちに暴力団員がいないこと。

(6) 暴排条例第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は団体でないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

(8) 前各号に掲げるほか、この要項に定める諸条件に対応できること。

９　説明会

この提案競技に関する説明会を下記のとおり実施する。なお、説明会への出席は、1 事業者 2 名までとする。説明会の参加を希望する場合は、令和 8 年 11 月 4 日（水）13 時までに提案競技説明会参加申込書（様式１）を E メールまたは郵送、持参で提出すること。いずれの場合も「20　問い合わせ・提出先」まで提出すること。

(1) 日時：令和 8 年 11 月 5 日（木）15 時 30 分-16 時 30 分

(2) 場所：アジア美術館会議室（8階）

１０　質問

提案にあたり疑義が生じた場合は、令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時までに、提案競技質問書（様式２）に記載の上、「20　問い合わせ・提出先」まで E メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 17 日（火）17 時までに説明会参加全事業者へ連絡する。

１１　提案書類の提出

(1) 提出書類

応募者は、下記①～⑤までの書類をそろえて提出すること。別途詳細を説明する書類や資料等があ

れば、あわせて提出すること。

① 提案競技参加申込書（様式３）

② 事業提案書

・書式は自由、サイズはA3、横書き、表紙を除き10ページ程度、ページ番号を記入、片面印刷とすること。

・表紙には市から事前にEメールで通知する社名（A社、B社など）を記載すること。

※書類では、提案者名がわからないようにすること。

・会場デザインの方針、コンセプト、具体的計画等の提案内容を記載すること。

・過去5年間において、本業務と類似の業務実績があれば最終ページに記載すること。

・提案書は5部提出すること。

③ 経費見積書

・書式は自由、横書き、積算内訳を記載すること。

④ 税滞納・暴力団排除に係る調査同意書（様式４）

・福岡市の事務事業から暴力団を排除するため、福岡県警察本部へ照会するために使用する。

(2) 提出期限

郵送、持参いずれの場合も、令和8年11月25日（水）17時まで。

(3)提出先

「20　問い合わせ・提出先」のとおり。

(4)提出方法

提出書類一式を、上記期限までに原本および電子データ1ファイルで提出すること。

(5)プレゼンテーションは提出した事業提案書をもとに行うこと。

(6)参加の辞退

提案競技参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、参加申込辞退届（様式５）を提出すること。提出先は「20　問い合わせ・提出先」のとおり。

１２　選考

(1) プレゼンテーション

事業提案書等の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行う。

① 日程：令和8年11月27日（金）14時開始

※日程、時間等の詳細については、改めて各提案者に通知する。

② 場所：当館会議室

③ 説明：時間は25分(説明15分･質疑応答10分)を予定。

※出席者は1事業者3名まで

④ 選考：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最優秀提案者を選考する。

なお総合点が6割に満たない場合は、最優秀提案者としない。

⑤ 決定通知：令和8年11月30日（月）　予定

(2) 選考委員会の審議に付す事項（以下の事項を総合的に審議し、最優秀提案者を選考する。）

別紙２「評価表」のとおり

１３　提出書類の取扱い

(1) 事業提案書提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類等は返却しない。提出書類等は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

(4) 選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがある。

１４　失格要件

(1) 提案書等を提出期限までに提出しなかった場合。
(2) 条件を満たさない提案を行った場合。
(3) 提出書類に虚偽があった場合。
(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合。

１５　最優秀提案者の決定及び契約等の手続き

委員会での選定に基づき、福岡市は総合的に判断して最も優秀と認められる提案者を決定し、当該提案を行った提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

なお、実施期間や実施内容等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合がある。この場合、契約手続きの際に、当該修正を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性がある。

また、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

１６　支払い方法

発注者から受注者に完了後の一括払いとする。

１７　委託における著作権等の取扱い

(1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
(2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
(3) 発注者は、成果物を各種造作物の制作等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
② 発注者が目的の実現のため成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

１８　その他留意事項

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
(2) 提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
(3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
(4) １事業者１提案とし、複数の提案は認めない。
(5) この提案競技に係る一切の資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

１９　添付資料

【資料】

別紙１　仕様書
別紙２　評価表

【様式】

（様式１）提案競技説明会参加申込書
（様式２）提案競技質問書
（様式３）提案競技参加申込書
（様式４）税滞納・暴力団排除に係る調査同意書
（様式５）参加申込辞退届

２０　問い合わせ・提出先

福岡アジア美術館学芸課
担当：椋橋（くらはし）　kurahashi.a03@city.fukuoka.lg.jp
　　松野（まつの）　matsuno.m02@city.fukuoka.lg.jp
〒812-0027　福岡市博多区下川端町 3-1　リバレインセンタービル８階
TEL：092-263-1104　FAX：092-263-1105